

平成29年度行政事業レビューシート (内閣府)

事業名	結婚に伴う経済的負担を軽減するための新生活支援を行う自治体支援事業			担当部局庁	子ども・子育て本部		作成責任者			
事業開始年度	平成27年度	事業終了(予定)年度	平成29年度	担当課室	少子化対策担当		角田 リサ			
会計区分	一般会計									
根拠法令 (具体的な条項も記載)	少子化対策基本法(平成15年7月30日法律第133号)			関係する計画、通知等	・少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定) ・ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)					
主要政策・施策	少子化社会対策			主要経費	その他の事項経費					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	若者の希望する結婚が、それぞれ希望する年齢でかなえられるような環境を整備することが重要であることから、都道府県又は市町村が、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活を経済的に支援する施策を実施し、もって地域における少子化対策の強化を図ることを目的とする。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(新居の家賃、引越費用等)を支援する都道府県又は市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。)を対象に、国が都道府県又は市町村による支援額の一部を補助する(補助率3/4)。									
実施方法	補助									
予算額・執行額 (単位:百万円)			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求			
	予算 の 状 況	当初予算	-	-	-	-				
		補正予算	-	1,094	1,033	-				
		前年度から繰越し	-	-	1,094	1,033				
		翌年度へ繰越し	-	▲ 1,094	▲ 1,033	-				
		予備費等	-	-	-	-				
	計		0	0	1,094	1,033	0			
	執行額		-	-	61					
	執行率(%)		-	-	6%					
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)		#DIV/0!	0%	6%					
平成29・30年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由						
	計	-	0							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 29年度	目標最終年度
	本補助金により事業の目標が達成され、婚姻数(率)の改善など一定の効果があつたか。	目標を達成した申請自治体の割合 (28年度実績値は集計中) (29年度目標値は28年度実績値を参考に設定予定)	成果実績	%	-	-	-	-	-	
		目標値	%	-	-	-	-	-		
		達成度	%	-	-	-	-	-		
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	平成27年度結婚新生活支援事業費補助金事後評価書									

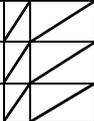
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込
		当初見込み	都道府県数	-	47	47	47	
単位当たり コスト	算出根拠		単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込	
							X=結婚新生活支援事業費補助金の決算額 Y=補助金を活用した都道府県数	単位当たり コスト
		計算式	X/Y	-	-	61/40	-	-

政策評価、経済・ ラムとの関係	政策評価	政策	20. 子ども・子育て支援の推進						
		施策	①子ども・子育て支援の推進						
	測定指標	定量的指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
		実績値	-	-	-	-	-	-	
		目標値	-	-	-	-	-	-	
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
-									

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の 必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	「希望出生率1.8」の実現に向けて、若者の希望する結婚が、それぞれ希望する年齢でかなえられるような環境を整備することが重要であり、経済的理由が結婚を躊躇する要因となっていることを踏まえ、結婚に伴う経済的負担の軽減のため、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)においても、「結婚に伴う新生活支援などの先進的取組の展開を進める」こととされている。また、各自治体からも引き続き結婚に伴う経済的負担の軽減策を講じるよう要望があり、社会のニーズを的確に反映していると考え。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	「若者の新婚生活の住居負担の軽減」については自治体において単独では取り組むことが難しいことから、地方自治体が行う取組に対し、国として補助するもの。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、「結婚に伴う新生活支援などの先進的取組の展開を進める」こととされ優先度の高い事業である。

	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
事業の効率性	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	国は交付要綱に基づき、補助率により国、地方の負担を分け、地方自治体に対し、補助上限額の3/4を補助し、また、対象世帯に対しては世帯所得340万円未満という制限を設けており、受益者との負担関係は妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	交付要綱において、基準額を定め、実支出額と比較して補助金の額を算定しているため、妥当である。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	交付要綱に基づき、本事業の実施に必要な経費(婚姻に伴う住宅取得又は住宅賃借、引越に係る経費)を補助対象としている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	△	平成27年度補正予算の執行においては「所得が300万円未満」の世帯を対象とすることとしていたが、執行状況調査を行ったところ、「新婚世帯であっても共働きであることなどの理由から申請世帯の大半が所得300万円を超えてしまうという実態」が明らかになった。こうした世帯所得要件の厳しさが執行率の低さにつながったものと考えられる。また、初年度の執行のため、事業の周知が十分に図れなかったこと、1世帯当たり18万円という補助上限額が低いことも影響したものと考えられる。 上記の状況を改善するため、平成29年度の事業からは、より活用が図られるよう、世帯所得要件の見直し(「所得が340万円未満」の世帯を対象とする)及び補助上限額の引き上げ(1世帯当たり24万円)を行うとともに、事業の更なる周知に努めていく。
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	平成28年度第2次補正予算の成立(平成28年10月11日)時点においては、平成28年度執行分(平成27年度補正予算分)の執行状況(交付決定の状況)が50%程度であり、10月以降に事業を開始する意向のある地方自治体が少なかったことから、平成28年度中に事業を開始する地方自治体については、まずは平成27年度補正予算で対応した。 また、平成28年6月以降に事業を開始した地方自治体も少なくなく、平成28年度第2次補正予算案の閣議決定(8月24日)時点においては、地方自治体の執行状況等を補足することができず、従来どおり「所得が300万円未満」の世帯を対象とすることとしていたが、9月中旬から執行状況調査を行ったところ、「新婚世帯であっても共働きであることなどの理由から申請世帯の大半が所得300万円を超えてしまうという実態」が明らかになった。 このため、平成28年度第2次補正予算の成立後に、今般の働き方改革・女性活躍推進の状況も踏まえ、当該予算に係る世帯所得要件の見直しの必要性が生じたため、早期に執行できなかったもの。
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-	-	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	-	(28年度成果実績は集計中)
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績として設定した本補助金を活用した都道府県数については、40道府県となっており、都道府県の約85%で活用されている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	
	所管府省名	事業番号	事業名
	内閣府	0109	地域少子化対策強化事業
			平成29年度からは、事業番号0109における地域少子化対策重点推進交付金に統合し、1メニューとして実施することとしている(補助率2/3)。

点検・改善結果	点検結果	平成27年度補正予算の執行においては「所得が300万円未満」の世帯を対象とすることとしていたが、執行状況調査を行ったところ、「新婚世帯であっても共働きであることなどの理由から申請世帯の大半が所得300万円を超えてしまうという実態」が明らかになった。こうした世帯所得要件の厳しさが執行率の低さにつながったものと考えられる。また、初年度の執行のため、事業の周知が十分に図れなかったこと、1世帯当たり18万円という補助上限額が低いことも影響したものと考えられる。取組を実施する自治体数が少なかったことについては、周知に関する取組が不十分であったと認識している。				
	改善の方向性	上記の状況を改善するため、平成29年度(平成28年度補正予算分)の事業からは、より活用が図られるよう、世帯所得要件の見直し(「所得が340万円未満」の世帯を対象とする)及び補助上限額の引き上げ(1世帯当たり24万円)を行うとともに、事業の更なる周知に努めていく。また、平成29年度当初からは交付金の1メニューとなり、自治体が積極的に取り組むことができる環境が整備されたものと考えている。				
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	-	
平成25年度	-	平成26年度	-	平成27年度	-	
平成28年度	0107					

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

内閣府子ども・子育て本部
61百万円

結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(新居の家賃、引越費用等)を支援する都道府県又は市町村を対象に、都道府県又は市町村による支援額の一部を補助(40都道府県)

A.都道府県
61百万円

事業実施市区町村へ交付
61百万円

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

